

平成22年2月23日

中央労働委員会事務局審査課
特定独立行政法人等審査官
寺山洋一
Tel 03-5403-2166
Fax 03-5403-2250

日本郵政公社生野郵便局不当労働行為事件
(平成20年(不)第2号) 命令書交付について

中央労働委員会(会長 菅野和夫)は、平成22年2月23日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

－命令のポイント－

－退職に伴い消滅した年次有給休暇の取扱いに関する団交
の対応につき、不当労働行為とできないとされた事例－

非常勤職員Aの退職に伴い消滅した年次有給休暇の取扱いに関する団交における公社の対応は、Aだけを特別扱いして金銭給付をすることはできない旨を公社の規程等の根拠を示しつつ説明するなどした相当なものであって、不誠実とまではいえない。また、これ以上交渉を続けても進展が見込まれないとして第4回団交の申入れに応じなかったことも、正当な理由がなく拒んだとまではいえない。

I 当事者

- 1 申立人 天六ユニオン(「組合」) (大阪府大阪市)
- 2 被申立人 郵便事業株式会社(「公社」) (東京都千代田区)

日本郵政公社は、平成19年10月1日の民営・分社化に伴い解散しており、本件は承継会社たる郵便事業株式会社を被申立人として申し立てられた。

II 事案の概要

本件は、組合が、平成17年(不)第1号事件(以下「17年事件」)の救済命令を受けて、非常勤職員Aの退職に伴い消滅した年次有給休暇(以下「消滅年休」)に対する金銭給付の要求を中心とした、同人の年休の取扱いを交渉事項とする団交を公社に申し入れたところ、組合と公社の間では、①第1回から第3回の団交が開催されたが、公社は、第4回団交の申入れに応じず、②Aの消滅年休に対する金銭給付(以下「本件金銭給付」)の要求に応じなかったことが不当労働行為であるとして、当委員会に救済申立てがなされた事件である。

本件救済申立ては、①について、不誠実団交及び団交拒否であり、組合に対する支配介入であるとして、平成20年7月7日(以下年号略)に救済申立てがあり、また、②について、Aが組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとし、更に①及び②に関し、組合が17年事件の救済申立てを行ったが故の報復的な不利益取扱いであるとして、同年10月21日に追加して救済申立てがあったものである。

17年事件：非常勤職員Aの雇止め及び雇止めまでに取得できなかった年休の取扱いに関して申し入れた団交に公社が応じなかったことが不当労働行為であるとして、17年に救済申立てがなされ、当委員会が、公社にAの年休の取扱いを交渉事項として申入れがあった場合の団交応諾を命じた事件。

III 命令の概要

1 主文

- (1) Aの年次有給休暇の取扱いに関する団体交渉に係る救済申立てを棄却する。
- (2) その余の救済申立てを却下する。

2 判断の要旨

(1) 本件団交における公社の対応について

ア 組合は、公社が、Aの消滅年休に対する金銭給付について、他の職員に金銭給付を行っている事実があり、Aにも柔軟に決断できる裁量をもっているにもかかわらず、当初から合理的な理由の説明もなく「できない」との回答を繰り返す、形式的な団交を3回行ったのみで、第4回団交の申入れに応じなかったと主張する。

しかしながら、公社は、規程等に基づいてAの退職時に残った年休が無効となったことや、Aの年休の消化のため配慮していたこと、Aに41日分の年休が残るに至った事情、19年3月末退職の職員について消滅年休の金銭給付を行ったのは、同年10月1日の公社の民営・分社化を直前に控えた時期の特別措置としてであり、Aの問題とは根本的に違うこと等を示して、Aだけを特別扱いして金銭給付をすることはできないことを、繰り返し説明したが、その説明は規程等の根拠を示す等した相当なものである。

また、本件金銭給付の要求の根拠とするために組合から出された多くの質問に対しても、公社は、全体としてはそれなりに誠意をもって説明している。さらに、本件団交の事前の交渉手続や「年休残日数表」の提出の拒否等について不誠実団交に当たらないことは、下記イ及びウのとおりである。

以上のような経過や事情からすると、第1回から第3回の団交における公社の対応を不誠実なものとしていえることはできないし、また、極めて多数人の職員を抱える公社にあっては、Aのみを特別扱いすることで、それら職員の年休制度全体に与える影響を到底無視することはできないことを併せ考えれば、Aのみを取り立てて特別扱いする余地はないとする公社の対応にも相応の理由がないとまでいえない。

また、本件消滅年休に対する金銭給付を求める第4回団交の申入れには、組合が主張するような新たな提案が含まれていたとはいえ、第4回団交の申入れに対し、回答書をもって組合の申入書の各提示事項に回答しつつ、交渉が平行線を辿る中、これ以上交渉を続けてもこれまでと同じ繰り返しで進展が見込まれないとして第4回団交に応じなかった公社の対応に正当な理由がなかったとまではいえない。

よって、本件団交における公社の対応を、不当労働行為に当たるとすることはできない。

イ 団交手続について

組合は、団交手続の交渉において、公社が録音拒否、出席人数制限、事前質問の強要、団交延期の脅迫など無理難題を押しつけたとして、不誠実団交ないし組合の運営に対する支配介入であると主張するが、いずれもその具体的事実は認められない。

ウ 「年休残日数表」の提出の拒否等について

組合は、公社が「年休残日数表」の提出を拒み、情報ソースの詮索を団交延期の威迫をもってしたとして、不誠実団交ないし支配介入であると主張する。

しかしながら、個々の職員ごとに、年休発給日が異なり、また勤務部署や業務内容等も異なる状況の下では、一概に残年休日数を比較しても有意な資料が得られるか疑問があるとして、組合の求めに応じなかった公社の対応にもいたしかたのない面があり、また、公社のそのような対応によって第3回団交の開催が遅れたということではなく、公社の対応を直ちに不誠実団交又は支配介入に当たるとすることはできない。

(2) 本件金銭給付の不支給について

公社が最後に本件金銭給付の要求及び第4回団交に応じられないと組合に伝えたのは、19年7月19日の電話でのやり取りにおいてである。したがって、20年10月21日に追加してなされた本件金銭給付の不支給に係る救済申立ては、不支給という行為の日から1年以上経過して行われたものとして、却下を免れない。

(3) 公社の報復的取扱いについて

組合は、本件金銭給付の要求に対する公社の団交での対応及び当該要求の拒否は、組合が17年事件の救済申立てを行った故の報復であり、労組法第7条第4号の不当労働行為であると主張する。しかしながら、本件救済申立ては、20年10月21日に追加して行われたものであり、上記(2)に述べたところにより、却下を免れない。

以上